

草津栗東行政事務組合財政事情の作成および公表に関する条例

令和4年10月1日

条例第26号

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による文書（以下「財政事情」という。）の作成および公表に関しては、この条例の定めるところによる。

第2条 「財政事情」の公表は、毎年6月および12月にこれを行うものとする。

2 天災地変その他避けることのできない事故により、前項の期間に「財政事情」を公表することができないときは、管理者は事故のやんだときから1か月以内においてこれを公表しなければならない。

第3条 前条第1項の規定により6月に公表する「財政事情」においては前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向および管理者の財政方針を明らかにするものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行の状況
- (2) 財産、公債および一時借入金の現在高
- (3) その他管理者の必要と認める事項

2 前条第1項の規定により12月に公表する「財政事情」においては4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度決算の概況を明らかにするものとする。

3 管理者は、必要に応じ「財政事情」の掲載事項の基礎となるべき事実および数字を記載した文書をその附表として添付することができる。

第4条 「財政事情」の公表は、告示によりこれを行う。

2 前項の「財政事情」の原本は、その告示の日から6か月間何人も管理者の指定した場所において、その閲覧を請求することができる。

3 前項の規定による閲覧の請求およびその方法に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

第5条 この条例に定めるもののほか、「財政事情」の作成および公表の手続に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。